

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止対処方針

飯綱町社会福祉協議会  
令和2年5月26日改定  
令和2年6月19日改定  
令和2年7月13日改定  
令和2年8月7日改定  
令和2年11月5日改定  
令和2年11月18日改定

### ■現状と課題

新型コロナウイルスの蔓延に伴う、利用者、職員への感染予防対策と施設内感染の防止

#### 対策の基準

- 高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版（厚労省老健局）
- 令和2年10月15日付け社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）  
（厚労省老健局）
- 令和2年9月28日新型コロナウイルス感染症への今後の対応方針等(改定)（長野県）
- 社会経済活動再開に向けたロードマップ（長野県）

### ■課題に対する対応（抜粋）

#### 利用者

- 利用者家族へ厚労省通知及び社協からのお願いを通知（2月26日、4月7日、7月27日、10月29日付）
  - ・サービス利用日当朝、検温を行い37.5度以上は利用を中止とする。
  - ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）の方は利用を中止とする。
  - ・検温ができない利用者には、送迎前に職員が検温、体調確認をする。
  - ・事業所内で発熱が発覚した場合は、直ちに隔離し、その後帰宅をお願いする。
  - ・発熱等により利用中止の場合は、直ちに家族及びケアマネージャーに情報提供を行い、受診方法や在宅生活継続のための支援の相談をする。
  - ・県外から帰省された方がいる、または、いた場合は事業所に報告をお願いする。

#### 職員

- 安全衛生委員会及び管理者会議からの指示
  - ・出勤前に各自検温を行い、37.0度以上の場合は管理者に報告し出勤しない。
  - ・過去に発熱があった場合、解熱後24時間以上経過し呼吸器症状が改善傾向となるまでは出勤しない。
  - ・業務中はマスクの着用、手洗い、うがい、咳エチケットを励行する。

・毎日の検温、体調の異常等を健康セルフチェックカードに記入し各自保管。毎月末出勤簿と一緒に管理者に提出すること。

・直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数が2.5以上の都道府県への往来については、必要性をあらためて検討し、慎重に判断するとともに、県外へ外出した場合は管理者に報告し、管理者は2週間職員の経過観察を行う。なお、同居家族及び帰省者についても同様とする。(流動的であるので確認をお願いしたい)

- ・接待を伴う飲食店は自粛。
- ・発熱者に対応する場合は、フェイスシールド、マスク、ガウン、グローブ装着する。フェイスシールド、マスク、ガウン、グローブは対応(ケア)後直ちにビニール袋で密閉し処分する。
- ・事業所全体の飲食店での飲食は今しばらく自粛をお願いしたい。事業所を使い懇親会の実施は可。

## 法人

- 管理職、看護部による社協新型コロナウイルス感染症対策会議の設置(4月6日)
- ボランティアを含む部外の者が施設内に立ち入る場合は、体温計測し、発熱、咳、呼吸器症状がないことを確認したうえで立ち入っていただく。物品の受け渡し等は玄関のみで行う。  
検温後の記録と37.0度以上者については入室を制限する。ただ検温をしてもらうだけでなく対応者は責任をもって受け答えを行うこと。
- 入居施設においては、10月15日付け留意点の留意事項を踏まえて面会、外出を実施する。

## ■イベント等の開催の有無

### 社協の開催方針

- ① 参加者の発熱や咳、風邪症状の確認が取れない集りは中止(延期)とする。
  - ② 開催時は、「新しい生活様式」を实践する。飲食は、対面を避ける。(「新しい生活様式」の実践例参考)
- ①、②が無理と判断される場合は中止とする。

### ・飯綱町受託事業関係(対策をして実施)

家族介護支援、子どもの居場所づくり促進、地域住民グループ支援、在宅介護者リフレッシュ事業、生活支援体制整備事業、運動機能向上訓練事業、お元気くらぶ、すてきなおやじさんくらぶ、食の自立支援事業等

### ・社協事業(対策をして実施)

があたく塾 中止  
ふれあい広場 中止  
一斉清掃春・秋 中止

わらび会 年内中止

メーラプラザの貸館業務は定員の50%利用で実施

■衛生材料等物品の不足

防護服の入荷が見込めていない。

**職員の体調異常**

- ・朝の体温計測で、37.0度以上の場合
  - ・過去に発熱があった場合、解熱後24時間以上経過し呼吸器症状が改善傾向となるまで
  - ・風邪症状、味覚・臭覚の異常、全身倦怠感がある場合管理者に報告して出勤しない。
- 感染者の報道を見ると、初期症状を放置して出勤、医療機関を受診しないケースが多くあります。体調がおかしいと思ったら即日、管理者に報告してください。
- もし、感染していると利用者、職員に負担をかけることになります。下記のとおりそれぞれの対応をお願いします。

**発熱等の症状がある方はいきなり医療機関を受診することは避けてください。**

**外出せず、他の方との接触を避け、まずは保健所（有症状者相談窓口）やかかりつけ医に電話で相談してください。**

「福祉従事者と相談時に伝えてください！」

**有症状者相談窓口（24時間対応）**

**長野市** 長野市保健所

平日 **226-9964**

時間外 **226-4911**

**長野市以外** 県受診・相談コールセンター

24時間 **225-9305**

**職員の体調異常以外**

- ・濃厚接触が疑われた場合、感染者と接触があった又は事業場等で感染者があり疑われて検査を受けた等があった場合は、管理者に報告して指示を仰ぐ。（同居する家族も含む）
- ・管理者は、状況に応じて出勤停止とし経過を確認する。心配な場合は、住所地を所管する保健所に相談を指示する。

長野保健所 長野市中御所岡田 98-1 TEL 026-223-2131

管轄区域 飯綱町・信濃町・須坂市

北信保健所 飯山市静間 1340-1 TEL0269-62-3105

管轄区域 中野市・飯山市

長野市保健所 長野市若里 6-6-1 TEL026-226-9981

管轄区域 長野市

管理者で判断できない場合は、施設長及び次長に相談する。

次長は、局長に状況報告を行う。

局長は、必要に応じ会長に報告、指示を求める。

局長は、必要に応じ保健福祉課等関係機関に報告する。

令和2年5月26日施行

第4回社協新型コロナウイルス感染症対策会議

令和2年6月15日運営会議

令和2年7月13日 業務調整会議

(会長、局長、次長)

令和2年8月7日町対策会議後

令和2年11月5日対策会議

令和2年11月18日県感染症説明会